令和7年度 有害鳥獸誘引捕獲事業 (黒尊山国有林4林班外5) (明許) 特記仕様書

1 本事業の目的

黒尊山国有林周辺においては、ニホンジカ(以下「シカ」という。)の食害により、植林地や下層植生の衰退や消失が拡大し、健全な森林生態の維持・管理が深刻な状況となっている。

このため、早急にシカ食害を防止する必要があることから、当該国有林周辺において、 国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書(以下「共通仕様書」とい う。)及び本特記仕様書に基づいて、シカによる森林被害の抑制を図るため、囲いわな・ くくりわなによる誘引捕獲を実施する。

2 事業場所

高知県四万十市西土佐奥屋内 黒尊山国有林 4 林班外 5 別紙「令和 7 年度有害鳥獣誘引捕獲事業(黒尊山国有林 4 林班外 5) (明許)位置図 (以下「位置図」という。)」のとおり。

3 事業内容

事業内容は以下のとおりとする。

区分	数量	単位	備考	
人件費等				
くくりわな設置及び撤去	12	基	わなは委託者が支給	
わなの見回り給餌	60	口	囲いわな 12 基、くくりわな 12	
			基分	
個体の処理	30	頭	林内埋設	
事業期間	契約締結の翌日~令和8年2月10日			
捕獲期間(見回り・給餌)期間	令和7年9月1日~令和8年1月29日			
実績報告書提出期限	令和8年2月10日			

4 事業の詳細

(1) わなによる誘引捕獲

ア わなの設置

① 前項事業場所に既存する囲いわな 12 基の周囲に、くくりわな「笠松式わな S型」を 12 基設置し、シカの捕獲を行う。事業終了後は委託者へ返納する。

イ わなの管理

- ① シカの捕獲状況及びわなや餌の状態について、1週間に2回程度、事業期間中に計60回の点検、管理を行う。
- ② わなによる誘引捕獲のわなの管理においては、わな猟免許を所有する者が 2 人 1 組程度で関係法令を遵守して実施すること。なお、 2 人の内 1 人以上の技術者を配置すること。
- ③ シカをわなへ誘引するために必要な乾燥飼料(ヘイキューブ)を散布し、効果的にシカを囲いわなに誘引できるよう工夫すること。(乾燥飼料は、発注者よりその都度支給する。)

- ④ 捕獲に使用するわなについては、有害鳥獣捕獲許可に係る許可年月日及び番号、住所、事業体名、電話番号、許可有効期間並びに、事業名、事業期間等を記載した標識を設置すること。
- ⑤ シカを誘引捕獲する手法について、有効と考えられる方法や別の用具等を使用して実施する場合や目撃情報や捕獲状況等から捕獲場所等を変更したい場合には、監督員と協議しその指示に従うこと。
- ⑥ 囲いわなによる捕獲事業の終了後は、ゲートを確実に閉めることを基本とするが、積雪による支柱等の破損が予想される箇所については、監督員と協議のうえ対応すること。

(2) 捕獲したシカの適切な処理

ア わなによるシカ捕獲頭数は、30頭を予定している。このため、捕獲したシカの 処理については30頭を上限として実施すること。

イ 捕獲したシカを止めさしする際には、必ず周囲の状況を確認したうえで、安全管理規程を遵守し、電気止めさし器、銃猟、ナイフ等を使用して安全に行うこと。ウ 捕獲したシカは、共通仕様書2.4.2(2)により記録写真を撮影する際、捕獲個体記録票(別紙様式33)とともに撮影すること。

また、撮影後、捕獲したシカの両耳を切断し、冷凍保存等を行ったうえで監督 職員の指示により提出すること。

- エ 捕獲したシカの埋設場所は、天然記念物等規制区域外の国有林内とすること。
- オ 特別天然記念物であるニホンカモシカ等を錯誤捕獲した場合には、監督職員に報告するとともに、関係行政機関に報告するとともに関係行政機関の指導の下適切に対応すること。

(3)業務日誌(日報)等の作成、提出

共通仕様書2.4.2(1)で規定する業務日誌(日報)は、別紙様式32により作成すること。また、業務日誌(日報)の内容を月ごとに業務月報(別紙様式31)に取りまとめ、両様式とも毎月末に監督職員へ提出すること。また、天候不良その他によるわな稼働休止・終了、事案発生時の対応、監督員との打合せ等の一連の事項について漏れがないように記載すること。

5 安全対策

(1) 事前に実施する対策

安全対策のため、立入制限が必要な場合、監督職員と協議のうえ、入り込み者が予想される林道等の入口手前や歩道等の目立つ箇所に立入制限表示を設置し注意 喚起を行う。立入制限表示等には、制限区域、期間、目的を明示し不慮の事故等を 防止すること。

(2) 捕獲作業実行中に実施する対策

① わな設置箇所

わな設置箇所に注意喚起表示等を設置すること。また、わな設置箇所に近づく 場合は、安全確認を行い作業にあたること。

② 連絡体制図の携行

作業者は連絡体制図を携行すること。

- ③ 捕獲従事者に必要な事項 捕獲従事者が明確にわかるように従事者証を携行すること。
- ④ その他 その他業務内容により必要な安全対策を講じること。

6 その他

(1)委託事業における人件費の算定等の適正化について 受託者は、別添「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に基づ き、委託事業に係る人件費を算出しなければならない。

(2) 委託費の額の確定方法について

契約書第 11 条に規定する委託代金の確定方法は、次のとおり行うものとする。

- ① 直接事業費確定額 直接事業費確定額は、直前の事業計画書に記載された単価に確定した数量を乗 じて算出する。ただし、直接事業費のうち、材料費は実績額とする。
- ② 間接事業費確定額

間接事業費確定額は共通仮設費確定額と現場管理費確定額の合計額とする。共通仮設費確定額は直接事業費確定額に事業計画作成時の共通仮設費率を乗じた額以内とする。現場管理費確定額は、直接事業費確定額に共通仮設費確定額を加えたものに事業計画作成時の現場管理費率を乗じた額以内とする。

- ③ 一般管理費等確定額
 - 一般管理費等確定額は、直接事業費確定額及び間接事業費確定額の合計額に事業計画作成時の一般管理費等率を乗じた額以内とする。
- ④ 消費税及び地方消費税相当額 消費税及び地方消費税相当額は委託代金確定額の 10/100 とし、円未満の端数 は切り捨てるものとする。
- ⑤ 委託代金確定額

委託代金確定額は、①から④の合計額と委託費の限度額のいずれか低い額とする。

(別表1)

国からの貸与物品及び支給補修用資材一覧

品名	品質規格	数量(単位)	備考
くくりわな	笠松式わなS型	12 基	
デジタルカメラ	DMC-FT20	1 台	Panasonic
SDカード	32GB	2 枚	記憶媒体
餌(ヘイキューブ)	30Kg入	10 袋	支給材料

